交通DX等労働生産性向上事業　QA

No	区分	質問	回答	更新日
1	全般	補助申請の流れ	①(事業者→県)交付申請書の提出 ②(県→事業者)交付決定 ③(事業者→県)変更交付申請の提出 ④(県→事業者)変更交付決定 ④(事業者→県)補助事業完了後、実績報告書の提出 ⑤(県→事業者)補助金額確定通知 ⑥(事業者→県)請求書提出 ⑦(県→事業者)補助金支払い	4月14日
2	全般	補助対象事業期間	補助事業開始日：令和8年4月1日～補助事業完了日：令和9年2月28日 実績報告日：補助事業完了から30日以内、もしくは令和9年3月10日のいずれか早い日 但し、補助対象事業期間内であっても交付決定日以前の経費は補助対象とならない。 また、補助事業完了日までに補助対象事業(納品・取付・支払)全て完了すること。	4月14日
3	全般	補助事業完了日(令和9年2月28日)と実績報告日(令和9年3月10日)との違いは	補助事業完了日までに補助対象経費の全ての支払を含め、事業を終えること 実績報告日は、支払根拠などの添付資料を含め、期日までに全ての書類を提出すること。	4月14日
4	補助経費	補助対象経費	別紙「補助対象メニュー」を参照してください。 申請時にカタログ等を添付し、その機能を有することを証明すること。	4月14日
5	補助経費	導入済の古くなった機器の更新は対象となるか	更新により機能向上が図られる場合は補助対象となる。	4月14日
6	補助経費	補助対象外経費は	システム利用に係るリース料、ランニングコスト、各種税金、手数料等	4月14日
7	補助経費	割賦契約により補助対象機器を購入する場合は補助対象となるか	補助対象期間までに、全額支払を完了し、実績報告ができる場合は対象となる。	4月14日
8	国補助	当補助に該当する国補助は	国交省「交通DX・GXによる経営改善支援事業補助金」を想定	4月14日
9	国補助	国交省「被害者保護増進等事業費補助金」との併用は	本事業は国の「物価高騰重点支援交付金」を活用しているため、併用不可	10月28日
10	国補助	国補助と併用する場合の留意事項は	県補助の交付申請・変更交付申請・実績報告において、国補助の交付申請、交付決定、実績報告、内示通知等の金額がわかる書類を添付すること	4月14日
11	国補助	県補助対象経費「キャッシュレス決済」に該当し、既に提出した国補助が不採択もしくは減額の上採択された場合は、どうすればよいか	国補助が見込みより下がった場合、変更交付申請を提出することで、県補助額が上がる可能性がある。 但し、予算の範囲内での対応となるため、早めに連絡すること	4月14日
12	交付申請	交付申請日とは	令和8年4月1日以降かつ補助対象事業の着工予定日前の日付とすること。	10月28日
13	交付申請	事業の着工予定年月日と事業の完了予定年月日とは	補助対象期間の日付とすること 着工予定年月日～完了予定年月日の間に、補助対象経費の発注・納品・取付・支払まで完了すること	4月14日
14	交付申請	交付決定日はいつ頃か	交付申請日に遡り、同日とする	4月14日
15	交付申請	交付決定額は	予算の範囲を超える場合は、満額支給できない場合がある。	4月14日
16	交付申請	交付申請時に必要な書類は	・補助金交付申請書(様式第1号) ・補助事業所要額計算書(様式第14号) ・見積書(1社、見積書の日付は4月1日以前でも可能) ・補助対象経費とする機器のカタログ等の機能が分かる資料 ・国庫補助金の交付申請書、交付決定通知の写し	10月28日
17	債権者登録	債権者登録の住所・電話番号等は何を登録すれば良いか	補助金交付申請書に記載した情報(住所・電話番号)と同一にすること	4月14日
18	変更交付申請	変更交付申請が必要な場合は	①交付申請時に予定していた事業を中止する場合 ②県補助金が増額する場合(補助対象経費が「キャッシュレス決裁」かつ、国補助が不採択もしくは見込額より減額の上、採択された場合)	4月14日
19	変更交付申請	【補助対象事業を中止する場合】 変更交付申請時に必要な書類は	・補助金変更交付申請書(様式第3号) ・補助事業所要額計算書(様式第14号) ・国補助の交付決定通知や不採択通知などが分かる書類【国補助が見込額と異なる場合】	4月14日
20	変更交付申請	【県補助金が増額する場合】 変更交付申請時に必要な書類は	・補助金変更交付申請書(様式第3号) ・国補助の交付決定通知や不採択通知などが分かる書類【国補助が見込額と異なる場合】	4月14日
21	変更交付申請	総事業費が減額した場合、変更交付申請は必要か	交付申請時の金額から減額した場合は、変更交付申請は必要ありません。 実績報告にて、清算します。	10月28日
22	実績報告	実績報告時に必要な書類は	・補助金実績報告書(様式第10号) ・補助事業所要額計算書(様式第14号) ・国補助の交付決定通知及び実績報告の写し ・補助対象経費にかかる請求書の写し ・補助対象経費をしたらったことを証する領収書等の写し(支払日付、内容が確認できるもの)x ・補助対象経費の納品書	4月14日
23	実績報告	留意事項は	補助事業完了日までに、補助対象事業(納品・取付・支払)を全て完了していない場合は、補助対象とならないため、期日には留意すること	4月14日
24	支払い	概算払いは可能か	全て事業完了後の清算払いとなる。	4月14日